

科目内容基準とシラバス内容の対応表（「基礎」用）	様式（基）3-2（1）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「認知」用）	様式（基）3-2（2）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「社会情動」用）	様式（基）3-2（3）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「言語」用）	様式（基）3-2（4）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「育児保育」用）	様式（基）3-2（5）	_____

## 説明

大学院で履修した授業科目のシラバス（授業概要）に指定科目の科目内容基準が含まれていることを具体的に示す書類です。指定科目取得講習会で履修した指定科目については、提出する必要はありません。

指定科目単位として認定を受けるには、以下のように〈概要科目〉〈領域科目〉〈フィールド・領域横断科目〉それぞれにおいて条件が定められています。

指定科目の単位数の認定は、基本的に、授業科目のシラバスに各指定科目の科目内容基準に記載された中項目（大項目はその下にある中項目の数に換算します）に相当する内容が何%以上含まれているか（これを内容充足率と呼びます）によって決まりますが、科目ごとに若干異なりますので、十分注意してください。

なお、1つの指定科目の単位数は、1つの授業科目で満たすのでも、最大4つまでの授業科目の単位を合算して満たすのでも構いません。

1つの指定科目の単位を複数の授業科目で満たす場合、それぞれの指定科目ごとに対応表を作成してください。また1つの授業科目の単位を複数の指定科目に分割する場合は、それぞれの指定科目について1枚ずつ対応表を書かなくてはなりません。

例えば、指定科目「認知発達とその支援」の4単位を、大学院で履修した授業科目A（4単位）のうちの2単位と授業科目B（2単位）で満たす場合、様式（基）3-2（2）を使って授業科目Aについて1枚、授業科目Bについて1枚の対応表が必要です。さらに授業科目Aの残り2単位を指定科目「臨床発達心理学の基礎」の4単位のうちの2単位として認定を受ける場合には、様式（基）3-2（1）を使って授業科目Aについても1枚対応表を書くこととなります。

1つの授業科目の単位を超えて指定科目の単位数に数えることはできません。

例えば上記の例で、授業科目Aの4単位は、すでに指定科目「認知発達とその支援」2単位と「臨床発達心理学の基礎」2単位として申請しますので、これ以上別の指定科目の単位として申請することはできません。

### 〈概論科目〉「臨床発達心理学の基礎に関する科目」の認定条件

以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 全体で4単位
- ② 全体で内容充足率50%以上

① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。

この指定科目の中項目数は20ですので、10項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率50%以上）1～4単位の認定が受けられる可能性があります。

授業科目のシラバスに中項目5項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率25%以上）、1～2単位の認定が受けられます。

いずれの場合も、授業科目の単位数を超えることはできません。

② 次に、1つの授業科目で4単位を満たす場合、それが内容充足率50%以上であれば問題ありません。複数の授業科目の合算で4単位を満たす場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすのが条件ですので、中項目に相当する内容の重複を除いて、10項目以上に相当する内容が含まれているか確認し

てください。

例えば1つの授業科目C(2単位)に中項目6項目に相当する内容が含まれ、もう1つの授業科目D(2単位)に中項目7項目に相当する内容が含まれていたとします。そのうち4つの中項目が重複していたとすると、全体では9の中項目に相当する内容となり、全体で内容充足率が50%を下回ることとなり、この指定科目の4単位は認定されません。2単位分のみが認定されます。

〈領域科目〉「認知発達とその支援に関する科目」  
 「社会・情動発達とその支援に関する科目」 } の認定条件  
 「言語発達とその支援に関する科目」

以下の2つの条件を満たす必要があります。

①「発達の基礎」2単位、「評価と支援」2単位、合わせて4単位

②「発達の基礎」「評価と支援」のそれぞれにおいて、合わせて内容充足率50%以上

どの中項目が「発達の基礎」「評価と支援」に該当するかは資料1の1.(p.75~p.76)を参照してください。

① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。

指定科目「認知発達とその支援に関する項目」の場合、「発達の基礎」は中項目8項目ですので4項目以上、「評価と支援」は中項目12項目ですので6項目以上に相当する内容が含まれていれば(内容充足率50%以上)、「発達の基礎」「評価と支援」それぞれについて1~2単位の認定が受けられます。また同じく「発達の基礎」2項目以上、「評価と支援」3項目以上に相当する内容が含まれていれば(内容充足率25%以上)、「発達の基礎」「評価と支援」それぞれについて1単位の認定が受けられます。

いずれの場合も、合計して授業科目の単位数を超えることはできません。

例えば1つの授業科目E(3単位)に「発達の基礎」4項目と「評価と支援」5項目が含まれていた場合、「発達の基礎」2単位と「評価と支援」1単位に振り分けることができます。もう1つの授業科目F(2単位)に「評価と支援」4項目が含まれていた場合、これは「評価と支援」1単位とすることができ、先の3単位の授業科目Eと合わせて、全体として指定科目の「発達の基礎」「評価と支援」の4単位を満たすことができます(ただし、必ず②を参照してください)。

② 次に、1つの授業科目で「発達の基礎」または「評価と支援」の2単位を満たす場合、それが内容充足率50%以上であれば問題ありません。

複数の授業科目の合算でそれぞれの2単位を満たす場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすことが条件ですので、中項目に相当する内容の重複を除いて、「発達の基礎」4項目以上、「評価と支援」6項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば授業科目Gの「評価と支援」5項目と授業科目Hの「評価と支援」4項目のうち、2項目が重複していた場合、2つの授業科目を合わせて「評価と支援」の7項目が含まれていたこととなりますので、2単位が認定されます。

指定科目「社会・情動発達とその支援に関する科目」の場合、「発達の基礎」は7項目、「評価と支援」も7項目です。また指定科目「言語発達とその支援に関する科目」の場合、「発達の基礎」は7項目「評価と支援」は5項目です。いずれも考え方は「認知発達とその支援に関する科目」と同様です。

〈フィールド・領域横断科目〉「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」の認定条件

以下の2つの条件を満たす必要があります。

①「育児領域」2単位、「保育領域」2単位、合わせて4単位

②「総論」の中項目2項目以上と「育児領域」「保育領域」の中項目各1項目以上を含み、全体で内容充足率50%以上

どの中項目が「総論」「育児領域」「保育領域」に該当するかは資料1の1.(p.77)を参照してください。

① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。

この指定科目は、「総論」中項目14項目(1-1~5-5)、「育児領域」中項目6項目(6-1~6-6)、「保育領域」中項目7項目(7-1~7-7)を含み、全体で中項目27項目から成っています。

授業科目のシラバスに「育児領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で14項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率50%以上)、「育児領域」で1~2単位の認定が受けられます。「育児領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で7項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率25%以上)、「育児領域」で1単位の認定が受けられます。

同様に、授業科目のシラバスに「保育領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で14項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率50%以上)、「保育領域」で1~2単位の認定が受けられます。「保育領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で7項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率25%以上)、「保育領域」で1単位の認定が受けられます。

いずれの場合も、合計して授業科目の単位数を超えることはできません。

例えば、1つの授業科目J(2単位)が「育児領域」2項目を含む9項目(内容充足率25%以上)に相当する内容を含んでおり、もう1つの授業科目K(2単位)が「育児領域」1項目を含む7項目(内容充足率25%以上)に相当する内容を含んでいたとします。授業科目JとKを合わせて「育児領域」の2単位を満たそうとする場合、中項目のうち、「育児領域」1項目、その他で1項目重複していたとすると、2つの授業科目合わせて14項目の中項目が含まれているので、「育児領域」2単位が認定されます。

② 次に、1つの授業項目でこの指定科目の4単位を満たす場合、それが「総論」2項目以上および「育児領域」と「保育領域」の中項目各1項目以上を含み、全体で中項目14項目以上(内容充足率50%以上)含むのであれば問題ありません。

複数の授業科目の合算でこの指定科目の4単位を満たそうとする場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすことが条件ですので、中項目に相当する内容の重複を除いて、「総論」2項目以上および「育児領域」と「保育領域」各1項目以上を含み、全体で14項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば上記の例において「育児領域」2単位分の2科目に加えて、別の授業科目L(2単位)が「保育領域」の3項目を含む15項目の内容に相当する内容を含んでいたとします。授業科目J、K、Lで重複を除いて、「総論」2項目、「育児領域」2項目、「保育領域」3項目を含み、全体で15項目含まれていたとすると、これら3科目でこの指定科目の4単位を満たすことになります。

シラバスと指定科目との適合性や、シラバス内容と指定科目の科目内容基準との対応についての個別の問い合わせには応じられません。

新制度「臨床発達支援の専門性に関する科目」を、旧制度「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」として認定を受ける場合は、「2019年度版 臨床発達心理士認定申請ガイド〔新制度用〕」の「臨床発達支援の専門性に関する科目」の認定条件を参照して、新制度の申請用紙をお使いください。

同様に、「臨床発達心理学の基礎に関する科目」「認知発達とその支援に関する科目」「社会・情動の発達とその支援に関する科目」「言語発達とその支援に関する科目」について、新制度の科目として認定を受ける場合は、「2019年度版 臨床発達心理士認定申請ガイド〔新制度用〕」のそれぞれの科目の認

定条件を参照して、新制度の申請用紙をお使いください。

### 書き方

**指定科目の選択** 指定科目ごとに様式が違います。必要な指定科目に対応する様式を選びます。複数の履修科目で1つの指定科目の単位を満たす場合は、当該指定科目の対応表をコピーして履修科目1科目ごとに対応表を作成してください。

**氏名** 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

**履修した科目名(担当者名、単位数)** 履修した(履修予定の)授業科目名を記入します。必ず大学院単位修得(見込)証明書(成績証明書)に記載されたものを記入してください。

**シラバスの文言** 科目内容基準の内容(中項目)ごとに、それに該当するシラバスの文言をそのまま転記します。該当するものがない箇所は、「なし」と記入します(資料5「申請書類記入例」を参照)。

**授業内容** 科目内容基準の内容(中項目)ごとに、授業の内容を記入しますが、①、②のいずれに該当するかによって書き方が変わります。

① シラバスに科目内容基準の内容(中項目)が明記されている場合(資料5「申請書類記入例」を参照)

シラバスの文言欄同様、該当するシラバスの文言をそのまま転記します(「同左」でも可)。

② ①以外の場合(シラバスに科目内容基準の内容(中項目)ごとの違いが明記されていない場合やその対応が不明瞭な場合等)(資料5「申請書類記入例」を参照)

科目内容基準の内容(中項目)との対応が明瞭になるよう授業内容を短くまとめて記入します。

**授業担当教員署名** 上記、授業内容のうち、②に相当する場合は、できるだけ授業担当教員の署名・捺印をもらってください。②に相当し、かつ授業担当教員の署名・捺印がない場合は、申請者自らが講義ノートを参考にして作成した授業説明(1科目につきA4用紙1枚程度、書式なし)もあわせて提出してください。授業説明は、科目内容基準とシラバス内容が対応するように記述してください。

**科目内容基準が含まれる割合** シラバスに含まれる科目内容基準の中項目数を書きます。

**申請単位数** この授業科目によって指定科目の何単位分をカバーするか記入します。科目によって、また科目内容基準の中項目が含まれるパーセンテージによって、単位数は異なりますので、前項の説明をよく読んで記入してください。

**シラバスの添付** 下記の項目に従ってシラバスのコピー(あるいはそれに代わるもの)が必要です。年度が明記されたシラバスをA4用紙にコピーして、対応表の後に重ね、ホチキスで綴じます。該当するシラバスだけを切り抜いてコピーするのでも、全体をコピーするのでも構いません。ただし、全体をコピーする場合には、該当するシラバスがわかるように、赤鉛筆(あるいは赤ボールペン)でその部分に囲み線を入れてください。対応表のシラバスの文言に記載した箇所を、添付したシラバス上に明示してください(マーカーで記すなど。また、マーカーなどで記したシラバスの文言のそれぞれが、資料1「指定科目に関する科目内容基準」の項目番号のいずれに該当しているかを、1-2、2-5のように明示してください)。

### シラバスのコピー

### 説明

指定科目として認定を希望する授業科目の授業内容を示すものです。受講した年度の印刷されたシラバスが原則ですが、それがない場合でも、様式(基)3-2に授業担当教員署名欄に署名・捺印があり、

かつ、その余白にその理由が記載されている場合は認定されます。大学院においてシラバスが発行されておらず、また担当教員の逝去等、真にやむをえない事情により担当教員の署名・捺印のある書類が提出できない場合には、それらの事情を証明する書類を提出してください（書式なし）。あわせて、上記、授業内容のうち、②に相当し、かつ授業担当教員の署名・捺印がない場合と同様に、申請者自らが講義ノートを参考にして作成した授業説明（1科目につきA4用紙1枚程度、書式なし）も提出してください。

## 臨床実習修了証明書 様式（基）4（1）

---

### 説明

この書類は指導教員に記入を依頼してください。臨床実習の修了を証明し、その概要を説明するための書類です。指導教員以外がスーパーバイザーになった場合でも、臨床実習の最終的責任は指導教員にあるとみなされますので、指導教員は臨床実習の概要を把握し、修了を証明してください。実習時間合計は200時間を超えている必要があります。ここでいう時間は、大学等の授業時間数ではなく、実時間（1時間＝60分）です。

なお臨床実習については資料3「臨床実習ガイドライン」（p.91～p.101）を熟読してください。

また現職者で大学院在学中の方が臨床経験を臨床実習時間に換算して申請する場合は、次のとおりにしてください。証明書（様式（基）4（1）および（2））は換算した臨床経験の分も含めて、指導教員にまとめて記入してもらってください。その際には「臨床実習における指導の経過」欄に換算した実習時間数（100時間または200時間）を記載し、実習時間の内訳には大学院修士課程で正規に行った臨床実習の時間の内訳を記入してもらってください。換算時間が200時間の場合は内訳の各項目はすべて0時間となります。さらに各項目の時間数の右横に、換算した臨床経験において各項目がどれくらいの割合であったかを%で加筆するように依頼してください。（p.9～p.10参照）。

### 書き方

**日付** 記入した日を西暦で書きます。

**氏名** 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

**実習機関名** 臨床実習を実施した機関名を書きます。

**臨床実習実施期間** 臨床実習を実施した期間を書きます。

**大学院修士課程在籍（見込）期間** 大学院修士課程に在籍（見込）した期間を書きます。

**各実習内容の時間・実習時間合計** 実習内容ごとの時間数を書きます。それらを合計した実習時間合計を書きます。

**臨床実習における指導の経過** 指導教員が実習中の指導経過についてコメントを書きます。指導教員がスーパーバイザーを兼ねていない場合は、依頼したスーパーバイザーから情報を得て実習の様子を書いてください。

**指導教員とスーパーバイザーとの関係、依頼した実習内容** この欄は、指導教員がスーパーバイザーを兼ねていない場合にだけ記入してください。指導教員とスーパーバイザーがどのような関係にあるか（例：同僚の教員、提携している幼稚園の教員など）、また、指導教員がスーパーバイザーにどのような内容の実習を依頼したかを、具体的に書いてください。

**大学院開講科目として履修した場合** 科目名（単位数）・担当者名を書きます。大学院開講科目でない場合には、記入しません。

**大学院研究科名・職名・氏名・印** 指導教員かそれに相当する方が、大学院研究科名・職名を記入し、自筆で署名し、捺印します。